府令

○内閣府令第三十八号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第四十六条の二及び第四十八条の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年四月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（業務に関する帳簿書類） **第百五十七条**　法第四十六条の二の規定により金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。以下この款において同じ。）が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。 ［一～十五　略］ 十五の二　電子取引基盤運営業務を行う者であるときは、当該電子取引基盤運営業務に係る顧客の注文（変更及び取消しに係るものを含む。）の内容の記録その他の取引記録 ［十六～十八　略］ ［２・３　略］ （業務に関する帳簿書類） **第百八十四条**　法第四十八条の規定により登録金融機関が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。 一　第百五十七条第一項第一号及び第二号（同号ハを除く。）に掲げる帳簿書類 二　登録金融機関業務のうち、金融商品仲介業務、投資助言・代理業及び投資運用業以外のものについては、第百五十七条第一項第三号から第十一号まで、第十三号、第十四号及び第十五号の二に掲げる帳簿書類 ［三～六　略］ ２　［略］	（業務に関する帳簿書類） **第百五十七条**　［同上］ ［一～十五　同上］ 十五の二　電子取引基盤運営業務を行う者であるときは、当該電子取引基盤運営業務に係る取引記録 ［十六～十八　同上］ ［２・３　同上］ （業務に関する帳簿書類） **第百八十四条**　［同上］ 一　第百五十七条第一項第一号、第二号（同号ハを除く。）及び第十五号の二に掲げる帳簿書類 二　登録金融機関業務のうち、金融商品仲介業務、投資助言・代理業及び投資運用業以外のものについては、第百五十七条第一項第三号から第十一号まで、第十三号及び第十四号に掲げる帳簿書類 ［三～六　同上］ ２　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

省令

○総務省令第四十五号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、科学技術研究調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月二十八日

総務大臣　高市　早苗

科学技術研究調査規則の一部を改正する省令

科学技術研究調査規則（昭和五十六年総理府令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（調査事項等） **第六条**　科学技術研究調査は、総務大臣の定める様式による調査票により、調査組織体に係る次に掲げる事項のうち、甲調査にあつては第一号イからニまで及びトからリまで、第二号イ並びに第三号から第五号までに掲げる事項を、乙調査にあつては第一号イからニまで、ヘ、ト及びヌ、第二号、第三号並びに第四号イからニまで及びヘに掲げる事項を、丙調査にあつては第一号イからハまで、ホからトまで及びヌ、第三号並びに第四号イからニまで及びヘに掲げる事項を調査する。 一　調査組織体に関する事項 ［イ・ロ　略］ ハ　法人番号 ニ～ヌ　［略］ ［二～五　略］ ［２　略］	（調査事項等） **第六条**　科学技術研究調査は、総務大臣の定める様式による調査票により、調査組織体に係る次に掲げる事項のうち、甲調査にあつては第一号イ、ロ、ハ及びヘからチまで、第二号イ並びに第三号から第五号までに掲げる事項を、乙調査にあつては第一号イからハまで、ホ、ヘ及びリ、第二号、第三号並びに第四号イからニまで及びヘに掲げる事項を、丙調査にあつては第一号イ、ロ、ニからヘまで及びリ、第三号並びに第四号イからニまで及びヘに掲げる事項を調査する。 一　調査組織体に関する事項 ［イ・ロ　同上］ ［新設］ ハ～リ　［同上］ ［二～五　同上］ ［２　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。